

社会福祉法人ほっこり福祉会
役員等報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ほっこり福祉会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等について必要な事項を定める。

(報酬支給の範囲)

第2条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会
- (4) 役員等が、その任を執行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第3条 役員等の理事会・評議員会に参加したときの報酬額は、以下のとおりとする。

支給条件	日当	1ヶ月上限
拘束時間が1日当たり3時間未満	3,000円	30,000円
拘束時間が1日当たり3時間以上6時間未満	6,000円	
拘束時間が1日当たり6時間以上のとき	9,000円	

2 役員等が監事監査に参加したときの報酬額は、以下のとおりとする。

支給条件	日当	1ヶ月上限
拘束時間が1日当たり3時間未満のとき	6,000円	30,000円
拘束時間が1日当たり3時間以上のとき	10,000円	

(役員等の費用弁償)

第4条 役員等が、第2条に規定する法人内会議に参加する場合、次の計算方法により、往復交通費を支払う。

- (1) 自家用車を使用する場合は、会議場までの距離の端数500m以下を切り上げ片道1kmに15円を掛けた金額とする、この金額が100円以下である場合100円とし、10円未満の端数がある場合は切り上げる。
- (2) 公共交通機関を利用する場合は、会議場までの実費交通費とする。

2 役員等が、第2条に規定する法人外への出張や外部の研修等に参加する場合には、第3条1項に定める報酬を基準に支払うと共に、必要な経費の実費を弁償する。

(法定控除)

第5条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支給日)

第6条 役員報酬は、毎月20日に前条を控除した金額を現金又は指定口座（支給日が休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規定は、平成29年度第1回評議員会において基準が採択された日より施行する。